



鳥取県公報

平成13年 7月17日(火)
号外第82号

毎週火・金曜日発行

目 次

公 告 平成13年度林業改良指導員資格試験の実施（林政課）..... 1

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年鳥取県条例第11号）第2条の規定により、平成13年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成13年 7月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

平成13年10月10日（水）午前9時から

2 試験の場所

鳥取市尚徳町101 - 5

鳥取県立県民文化会館第4会議室及び第5会議室

3 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。

(2) 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について次の項目により行う。

必須項目	林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識）及び普及方法
選択項目	森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械のうち1項目

(3) 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

4 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であること。

なお、(4)の認定を受けようとする者は、受験願書を提出する際に併せて受験資格認定申請書を提出すること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。以下「大学」という。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成14年10月9日までに卒業する見込みの者

(2) 短期大学又は昭和33年農林省告示第125号（森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する研究機関及び教育機関を指定する件）による農林水産大臣が指定する教育機関（以下「指定教育機関」という。）にお

いて林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、平成13年10月10日までに次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校（以下「高等学校」という。）その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

(3) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定（以下「検定」という。）に合格した者で、卒業又は検定合格後平成13年10月10日までに、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

(4) (1)から(3)までに掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

5 受験願書の受付期間

平成13年8月1日（水）から同月28日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。なお、郵送による場合は、平成13年8月28日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

6 受験願書の提出先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部林政課（持参又は郵送によること。なお、郵送は書留によることとし、封筒の表面に「願書在中」と朱書きすること。）

7 受験願書の添付書類

(1) 履歴書

(2) 4の(1)に該当する者にあつては、大学の卒業証明書又は卒業見込証明書

(3) 4の(2)に該当する者にあつては、短期大学又は指定教育機関の卒業証明書及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

(4) 4の(3)に該当する者にあつては、高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書又は検定の合格証明書及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

(5) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、3,020円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

9 合格者の発表等

試験の合格者の氏名は、試験実施後1月以内に公表するとともに、当該合格者には合格した旨を通知する。

10 その他

(1) 試験に関して不正行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 受験願書、履歴書及び受験資格認定書の用紙は、鳥取県農林水産部林政課において交付する。

その交付を郵便により請求する場合は、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、鳥取県農林水産部林政課（電話 0857 - 26 - 7298）、各地方農林振興局林業振興課又は日野総合事務所農林局林業振興課に照会すること。